

監査公表第 7 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査（保育園現地監査）
の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年 8 月27日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸 夫
同	堂	前	一 幸

平成26年度定期監査（保育園現地監査）に係る結果報告

1 監査の実施日

平成26年7月25日（金）

2 監査の対象

栗野保育園、気比保育園及びつるが保育園における平成25年度の消耗品の購入状況、備品の管理状況、保育教材等の管理状況、現金の取扱い状況等

3 監査の方法

監査は、予め提出を求めた調書と各保育園における現地調査により、監査の対象とした項目について、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、これらの管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各保育園における現金の収納状況、備品等の管理状況については、おおむね適正に行われていると認められたが、次の事項については、改善等必要な措置を講じられたい。

（1）保育料滞納処理について

保育料の過年度滞納については、所管課（児童家庭課）が主となって積極的に接触し、完納に向け努められたい。

（2）消耗品関係について

保育園で取り扱っている数量の多い物品については、単価契約が出来るものがあるか今後主管課（児童家庭課）と検討をしていただきたい。

（3）給食関係について

- ① 食材の購入については、配達という課題はあるが業者の固定化も一部見うけられるので、選定にあたっては価格なども考えて購入していただきたい。
- ② 給食材料の数量において、予定と実績に誤差が生じ残量が多くなならないよう注意し、適切な執行をしていただきたい。
- ③ 近所での農産物の収穫、または保育園内の畑での収穫物について、農産物を作るということは何ら問題は無いが、収穫した食材を園で食べるということ

は別問題であるので、保育給食における衛生面と集団生活での安全面を考えていただきたい。

- ④ 一時保育において、利用料の納付については問題ないが、利用のキャンセルがあった場合に給食材料に無駄が生じるので、今後一時保育の給食については経費にロスが無い方法を検討する必要がある。

(4) 防犯訓練について

園内での防犯訓練は毎年実施しているが、園外活動において経路や不審車両などの対応や非常時及び平常時での近隣住民からの応援など色々なケースを想定し防犯体制を拡大していただきたい。